

発議第1号

安倍晋三元首相の国葬実施の閣議決定に反対する決議

上記議案を提出します。

令和4年9月22日提出

長与町議会議員

八木亮三

賛成者

長与町議会議員

河野龍二

長与町議会議員

安部 郁

長与町議会議員

堤 理志

提案理由

安倍晋三元首相の国葬が国会の議決を経ずに閣議決定されたことは、議会制民主主義の原則に反するものであり自治体議員として看過することはできないため、嚴重に抗議し反対するもの。

安倍晋三元首相の国葬実施の閣議決定に反対する決議

令和4年7月22日、政府は「故・安倍晋三の葬儀の執行について」との案件として、安倍晋三元首相の国葬実施を閣議決定しました。

長与町議会は、安倍元首相が銃撃により命を奪われたことに対しては深く哀悼の意を表するとともに、暴力による言論封殺という民主主義の根幹を揺るがす凶行を強く非難します。

しかしながら、国葬は、日本国憲法が施行された昭和22年12月31日以降は法的な規定がなく、岸田首相が国葬実施の法的根拠とした内閣府設置法第4条第3項第33号はあくまで「国の儀式に関する事務」が内閣の所掌事務であると規定しているにすぎないのは明らかであり、現行法上に存在しない「国の儀式」を新たに規定・実施してよいと解釈することはおよそ不合理で、この度の国葬を認めることは、今後どのような「国の儀式」も閣議決定によって執り行えることを可能にする、極めて危険なことです。

この度の閣議決定を地方自治に例えるならば、首長によって法規と民意を無視した専決処分がなされ、それが議会での議論も可否の採決もできない、議会・議員の存在をまったく無意味にする独裁的決裁が許されるということであり、首長の施政に独断や暴走がないよう日々監視・チェックすることで民主的な行政運営を維持する役割を住民から負託されている我々長与町議会・議員としてはどうも看過できません。

安倍元首相に関する評価については各人が決めるところであり、もって国葬の是非を論じるべきではないと考えますが、安倍元首相の国葬の実施については各種メディアの世論調査においてもほとんどで反対が過半数を占めており、法的根拠がないのみならず国民の理解も得られておりません。

国会での議論・採決という民主的プロセスを経ることもなく16億円もの国費を支出することは、憲法第83条に定められた財政民主主義にも反するもので、まさに銃撃犯の凶行と同様に民主主義を破壊する行為であり、このような形での国葬は執行されるべきではありません。

民主主義国家である日本で歴代最長の期間在任した元首相が、自らの追悼が非民主的な異例の方法で決定・実行されることを果たして望むでしょうか。

以上の理由から、長与町議会は安倍元首相の国葬実施の閣議決定に反対いたします。

令和4年9月22日

長崎県長与町議会